

綾瀬市国民健康保険税滞納者の特別療養費等の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の滞納者に係る特別療養費及び保険給付の一時差止めの取扱いに関し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）並びに国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）の規定に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特別療養費の支給対象)

第2条 法第54条の3第1項又は第2項の規定により、療養の給付等の支給に代えて特別療養費を支給する対象となる被保険者は、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する被保険者とする。

(1) 保険税を滞納している納期が通算して10期以上あり、かつ、滞納額の合計が50万円以上ある世帯（以下「保険税滞納世帯」という。）であって、政令第28条の6に規定する災害その他の特別の事情（以下「特別の事情」という。）がなく、省令第27条の4の4に規定する保険税の納付勧奨等の取組（以下「納付勧奨等の取組」という。）として、納付指導や納付相談を行ってもなお、当該保険税の納期限から省令第27条の4の3に規定する期間が経過しても納付がなく、自主的な納付の見込みがないと判断される世帯

(2) 当該保険税の納期限から省令第27条の4の3に規定する期間が経過しない場合においても、特別療養費を支給すべきと市長が判断する世帯

2 前項各号に規定する世帯に属する被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者及び次の各号のいずれかに該当する被保険者（以下「公費負担医療費の支給等受給者」という。）は特別療養費の対象から除外する。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給を受けている者

(2) 省令第27条の4の2に規定する医療に関する給付を受けている者

(3) 次のいずれかの本市単独医療費助成制度の適用を受けている者

ア 綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成4年綾瀬市条例第1

号) 第3条第1項に該当する者

イ 綾瀬市重度障害者医療費助成条例（昭和49年綾瀬町条例第5号）第3条第1項に該当する者

3 前項各号のいずれかに該当する被保険者が保険税滞納世帯に属するときは、保険税滞納世帯の世帯主（以下「滞納世帯主」という。）に対して公費負担医療費の支給等に係る届出書（第1号様式）及びその事実を証する書類の提出を求め、特別療養費の適用除外の可否を審査する。

（納付勧奨等の取組の実施）

第3条 特別療養費の支給は、滞納世帯主に対して、次の各号に掲げる納付勧奨等の取組を行ってもなお納付が見込まれない場合に、支給決定するものとする。

(1) 滞納世帯主に、次に掲げる事項を記載した保険税の納付勧奨等のための通知（以下「納付勧奨等通知」という。）を送付すること。

ア 滞納額及び当該滞納額に係る納期限

イ 保険税の滞納について特別の事情がある場合は、当該保険税を納付することができない理由を届けなければならない旨及びその期限

ウ 特別の事情がないにもかかわらず、当該保険税を引き続き滞納する場合は、特別療養費を支給する旨がある旨

エ 当該保険税の納付に係る相談の機会を設ける旨及び相談の内容

(2) 電話、訪問等により保険税滞納世帯の実態把握に努めるとともに、納付勧奨等通知の記載事項に準じた説明を行い、滞納している保険税の納付を催促すること。

(3) 電話、窓口等において滞納している保険税の納付に係る相談（次条に規定する特別の事情の有無の確認や、必要に応じて保険税の減免や徴収猶予の制度を周知する等の相談をいう。）に応じる機会を設けること。

(4) その他前3号の取組に類するもの

（特別の事情の確認）

第4条 前条の納付勧奨等の取組を行うときは、合わせて、次の各号に掲げる特別の事情の有無等の確認を行う。

(1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。

(2) 世帯主又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したと。

- (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- (4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- (5) 前号各号に類する事由があったとき。

2 前項各号に掲げる特別の事情がある場合は、滞納世帯主に対して、国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書（第2号様式）及びその事実を証する書類の提出を求め、当該事由により保険税納付が困難であるか否かについて十分審査を行う。

3 次の各号に該当すると市長が認めた場合は、特別の事情に該当するものとして取り扱う。

(1) 第1項第2号に該当するもの

ア 医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出があったこと。

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条で規定する感染症（一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症）に、り患又はり患した恐れがあると認められること。

(2) 第1項第4号に該当するもの

ア 通常の事業経営によって回復するまで相当の期間を要すると認められる損失であること。

イ アに該当する損失となる回収不能債権を負ったこと。

(3) 第1項第5号に該当するもの

ア 財産調査を行った結果、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第153条の規定による執行停止に該当すると判断されたこと。

イ 法第77条による減免又は徴収猶予、国税徴収法第151条又は第151条の2による換価猶予が行われ、納付計画による納付が履行されていること。

ウ 事由にかかわらず収入が著しく減少し、保険税を一括して納付することにより生計の維持が困難となること。

エ 不慮の事故等により、保険税の納付が困難又は不能となったこと。

（弁明の機会の付与の通知）

第5条 第2条の規定に該当する保険税滞納世帯に対して特別療養費の支給を決定する場合は、支給決定に先立ち、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1

項の規定による弁明の機会の付与について、国民健康保険特別療養費支給決定に係る弁明の機会の付与通知書（第3号様式）により滞納世帯主あて通知する。

（特別療養費支給に係る事前通知）

第6条 前条の規定による通知に定める期限までに滞納世帯主から弁明書が提出されない場合又は弁明によっても予定されている特別療養費支給決定処分は正当であると認められる場合は、滞納世帯主に対して、特別療養費の支給に係る事前通知書（第4号様式）により、法第54条の3第3項の規定による特別療養費を支給する旨の通知を行う。

2 前項の通知は、療養の給付等に代えて特別療養費の支給を開始する日の14日前までに行う。

（資格確認書の返還請求）

第7条 特別療養費の支給対象となる被保険者が法第9条第2項及び省令第6条第2項の規定による資格確認書（以下「資格確認書」という。）の交付を受けている場合は、前条による通知とあわせて、滞納世帯主に対して、資格確認書返還請求書（第5号様式）により、省令第27条の5の2第1項の規定による当該被保険者に係る資格確認書の返還を特別療養費の支給を開始する日までに行うよう求める。

2 前項の規定により資格確認書が返還された場合（省令第27条の5の2第3項に基づくみなし返還を含む。）は、滞納世帯主に対し、省令第27条の5の2第4項の規定による資格確認書（特別療養費）（以下「資格確認書（特別療養費）」という。）を交付する。

（公費負担医療費の支給等受給者に関する届出による療養の給付等の開始）

第8条 特別療養費の支給を受けている被保険者が第2条第2項に該当することとなった場合は、当該被保険者の属する世帯の滞納世帯主は、公費負担医療費の支給等に係る届出書及びその事実を証する書類を提出する。

2 前項の規定により届出があつた場合は、これを受領し内容を審査し、該当すると認められるときは、当該被保険者に関する療養の給付等に係る事前通知書（第6号様式）により、滞納世帯主へ事前に通知を行った上で、当該被保険者へ療養の給付等を行う。

3 当該被保険者が資格確認書（特別療養費）の交付を受けている場合は、その返還を求め、資格確認書を交付する。

(特別の事情等の届出による療養の給付等の開始)

第9条 特別療養費の支給を受けている滞納世帯主が、特別の事情に該当することとなった場合は、滞納世帯主は、国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書を、その事実を証する書類を添えて提出する。

2 前項の規定により届出があった場合は、これを受領し内容を審査し、該当すると認められるときは、療養の給付等に係る事前通知書により滞納世帯主へ事前に通知を行った上で、当該世帯の被保険者へ療養の給付等を行う。

3 当該被保険者が資格確認書(特別療養費)の交付を受けている場合は、その返還を求め、資格確認書を交付する。

(滞納保険税の完納等による療養の給付等の開始)

第10条 滞納保険税が完納した場合又は滞納保険税が著しく減少し、特別療養費の対象世帯でなくなったと判断したときは、療養の給付等に係る事前通知書により滞納世帯主へ事前に通知を行った上で、当該世帯の被保険者へ療養の給付等を行う。

2 前項により療養の給付等を受けることとなった当該被保険者が資格確認書(特別療養費)の交付を受けている場合は、その返還を求め、資格確認書を交付する。

(保険給付の一時差止め)

第11条 次の各号のいずれかに該当する世帯において、現金給付による保険給付が生じた場合に、法第63条の2第1項又は第2項の規定により、その給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるときは、国民健康保険給付一時差止通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(1) 保険税滞納世帯であって、当該保険税の納期限から省令第32条の2に規定する期間が経過するまでの間に、納付勧奨等の取組を行ってもなお、特別の事情がなく、当該保険税を納付しない世帯

(2) 保険税滞納世帯であって、当該保険税の納期限から省令第32条の2に規定する期間が経過しないが、現金給付による保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるべきと市長が判断する世帯

2 前項の通知の際に、滞納世帯主に第4条に規定する特別の事情がある場合は、国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書の提出を求める。

(保険給付の一時差止めの解除)

第12条 法第63条の2第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部を

一時差し止められた滞納世帯主が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該差し止めを解除し、滞納世帯主に対して国民健康保険給付差止解除通知書（第8号様式）により通知するものとする。

- (1) 滞納している保険税が完納又は滞納保険税が著しく減少したとき。
- (2) 保険給付の全部又は一部を一時差し止められた滞納世帯主から国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書の届出があり、第4条に規定する特別の事情に該当すると認められるとき。

（一時差し止めした保険給付からの滞納保険税額の控除）

第13条 法第63条の2第3項の規定により一時差し止めしている保険給付の額から滞納している保険税額を控除するときは、あらかじめ滞納世帯主に対して国民健康保険給付控除通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（世帯合併、世帯分離又は滞納世帯主変更）

第14条 特別療養費の支給を受ける世帯において、世帯合併、世帯分離又は滞納世帯主変更をした場合の取扱いは、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 世帯合併 合併後の世帯の滞納世帯主が、すでに特別療養費の支給を受ける世帯の滞納世帯主であるときは、新たに当該世帯に属することとなった被保険者についても特別療養費の支給を行うこととし、あらかじめ滞納世帯主に対して特別療養費の支給に係る事前通知書により通知を行うことともに、当該被保険者が資格確認書の交付を受けている場合は、その返還を求め、資格確認書（特別療養費）を交付する。
- (2) 世帯分離 滞納世帯主が、すでに特別療養費の支給を受ける世帯の滞納世帯主であるときは、引き続き当該世帯の被保険者に対して特別療養費の支給を行うとともに、それ以外の分離した世帯の被保険者には療養の給付等を行うこととし、あらかじめ当該世帯分離後の滞納世帯主に対して療養の給付等に係る事前通知書により通知するとともに、当該世帯の被保険者が資格確認書（特別療養費）の交付を受けている場合は、その返還を求め、資格確認書を交付する。
- (3) 滞納世帯主変更 滞納世帯主の変更があったときは、当該世帯の被保険者に対し療養の給付等を行うこととし、あらかじめ療養の給付等に係る事前通知書により当該世帯主変更後の滞納世帯主に通知するとともに、当該世帯の被保険者が資格確認書（特別療養費）を交付されている場合は、その返還を求め、資格確認書

を交付する。

- (4) 前3号の規定にかかわらず、当該世帯合併、世帯分離及び滞納世帯主変更が、特別療養費の支給対象とならないための形式的なものと認められるときは、引き続き特別療養費の支給を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、保険税滞納世帯の特別療養費等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。
(綾瀬市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する要綱の廃止)
- 2 綾瀬市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する要綱（平成13年7月1日施行）は、廃止する。

第1号様式（第2条、第8条関係）

年 月 日

公費負担医療費の支給等に係る届出書

（宛先）綾瀬市長

届出人住所

届出人氏名

次のとおり、公費負担医療費の支給等を受けることができる者を届け出ます。

世帯主	住 所				
	氏 名		電話番号		
被保険者 記号・番号					
公費負担 医療費の 支給等 を受ける ことができ る者	1	氏 名			
		住 所			
		個 人 番 号			
		医療費の支給等の名称 及び受給者番号	(名称)		
			(受給者番号)		
	2	氏 名			
		住 所			
		個 人 番 号			
		医療費の支給等の名称 及び受給者番号	(名称)		
			(受給者番号)		
	3	氏 名			
		住 所			
個 人 番 号					
医療費の支給等の名称 及び受給者番号		(名称)			
		(受給者番号)			

※1 医療費受給証の写し等、該当医療費の受給を確認できる書類を提示してください。

※2 「医療費の支給等の名称」は、公費負担医療の名称又は別に定める公費負担医療費の支給等の名称表に記載の番号を記入してください。

第2号様式（第4条、第9条、第11条、第12条関係）

年 月 日

国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書

（宛先）綾瀬市長

届出人住所

届出人氏名

次のとおり国民健康保険税を納付することができない事情について届け出ます。

世帯主	住所			
	氏名		電話番号	
被保険者 記号番号			個人番号	

国民健康保険税を納付することができない特別の事情は次のとおりです。

（該当する番号に○をつけ、具体的な内容について記載してください。）

- 1 財産につき災害を受け、又は盗難にあった
- 2 家族が病気にかかり、又は負傷した
- 3 事業を廃止し、又は休止した
- 4 事業につき著しい損失を受けた
- 5 1～4に類する事由があった

〔具体的な内容〕

- ※1 国民健康保険税を納められない事情を明らかにする書類を添付して下さい。
- ※2 上記の1～5は、国民健康保険法施行令第28条の6に規定する「災害その他の特別の事情」であり、該当すると認められた場合は、特別療養費の適用除外となります。
- ※3 法第63条の2第1項又は第2項の規定による保険給付の一時差止めを受けているときに「特別の事情」に該当すると認められた場合は、この届出を行い「特別の事情」と認められると一時差止めが解除されます。

年 月 日

様

綾瀬市長

国民健康保険特別療養費支給決定に係る弁明の機会の付与通知書

あなたには、滞納している国民健康保険税を納付いただくよう再三督促しているところですが、国民健康保険法施行令で定める特別事情の届出もなく、いまだ国民健康保険税を滞納しています。

つきましては、国民健康保険法第54条の3（第1項・第2項）の規定に基づく特別療養費の支給に先立ち、行政手続法第13条第1項の規定により弁明の機会の付与します。

- 1 弁明の件名 国民健康保険税の滞納について
- 2 予定される不利益処分の内容 療養の給付等に代えて、特別療養費を支給すること
- 3 処分の根拠となる法令の条項 国民健康保険法第54条の3（第1項・第2項）
- 4 不利益処分の原因となる事実

年 度	期 別	納 期 限	金 額
		年 月 日	円

- 5 弁明書の提出先
- 6 弁明書の提出期限 年 月 日（ ）

<注意事項等>

- (1) 弁明書の提出に併せて証拠書類等を提出することができます。
- (2) 特別の事情に該当する場合は、併せて国民健康保険税の滞納に係る特別事情届出書（第2号様式）を提出してください。
- (3) 公費負担医療費の支給等を受けている被保険者が世帯にいる場合は、併せて公費負担医療費の支給等に係る届出書（第1号様式）を提出してください。
- (4) 既に納付済みの場合は、事務上の行き違いですので御了承願います。

様

綾瀬市長

特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法第54条の3（第1項・第2項）の規定に基づき、貴世帯の次の被保険者に対しては、次のとおり療養の給付等に代えて特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

1 特別療養費の支給対象者

氏名	住所	生年月日

2 支給開始日 年 月 日

<注意事項等>

(1) 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、領収書等を持参の上、国民健康保険主管課へ申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。

※ 滞納状況によっては滞納している保険税へ給付額の全部又は一部が充当されます。

(2) 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。

- ・公費負担医療費の支給等を受けることができるに至ったとき
- ・災害その他特別の事情が生じたとき
- ・滞納している保険税を納めたとき

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 この審査請求に対する裁決があり、なお、不服がある場合は、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

様

綾瀬市長

資格確認書返還請求書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3（第1項・第2項）の規定に基づき、貴世帯については、別添の国民健康保険特別療養費に係る事前通知書の通り、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなります。

これに伴い、特別療養費の支給のため国民健康保険施行規則第27条の2第4項による資格確認書（特別療養費）を交付しますので、同規則第27条の5の2第1項の規定に基づき、現在お持ちの資格確認書を返還期限までに返還してください。

なお、国民健康保険施行規則第27条の5の2第3項の規定により、資格確認書に表示された有効期限を経過した場合は資格確認書が返還されたものとみなすことを申し添えます。

1 返還期日 年 月 日

2 返還場所

3 持参物品 本書及び資格確認書をご持参ください。

※ 既に納付済みの場合は、事務整理上の行き違いですので御了承願います。

年 月 日

様

綾瀬市長

療養の給付等に係る事前通知書

年 月 日付け特別療養費の支給に係る事前通知書により、国民健康保険法第54条の3（第1項・第2項）の規定に基づき療養の給付に代えて特別療養費が支給されている貴世帯の次の被保険者について、同法第54条の3第4項の規定に基づき、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第5項の規定に基づき通知します。

なお、資格確認書（特別療養費）が交付されている場合は、別添のとおり国民健康保険法施行規則第6条第2項による資格確認書を交付しますので、お手持ちの資格確認書（特別療養費）を返還するようお願いします。

1 療養の給付等を行う対象者

氏名	住所	生年月日

2 療養の給付を開始する日

年 月 日

<注意事項等>

- (1) 療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。
- (2) 特別療養費の支給対象者である旨が記載された資格確認書の交付を受けている場合は、国民健康保険所管課へ提出（返還）してください。

年 月 日

様

綾瀬市長

国民健康保険給付一時差止通知書

あなたが滞納している国民健康保険税について、自主的に納付されるよう何度となくお願いしてきましたが、いまだに納付されていません。

よって、国民健康保険法第63条の2（第1項・第2項）の規定により、
年
月 日に申請されました国民健康保険給付について、その支払を一時差し止めます。

また、このまま更に滞納を続けられますと、一時差し止めを行っている保険給付の額から滞納している国民健康保険税に相当する額又はその額以内の額を控除させていただくことになります。

なお、特別の事情等があつて、保険税を納付することが困難な場合は、同封の届出書に記入のうえ、提出してください。

1 差し止めにかかる保険給付

保険給付名	給付決定額	給付差止額	備考
	円	円	

2 滞納保険税額

国民健康保険税の滞納の状況は裏面のとおりです。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この審査請求に対する裁決があり、なお、不服がある場合は、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

様

綾瀬市長

国民健康保険給付差止解除通知書

年 月 日付け国民健康保険給付一時差止通知書による国民健康保険給付の差止めについて、解除しましたので、通知します。

1 差止めを解除する保険給付

一時差止めをしている 保険給付の額	給付差止解除額	備考
円	円	

2 解除理由

(1) 滞納している保険税が完納又は著しく減額したため

納付額 円

納付年月日 年 月 日

(2) 特別の事情が発生したため

様

綾瀬市長

国民健康保険給付控除通知書

あなたには滞納している国民健康保険税を納付して下さるよう再三督促しているところですが、いまだ納付されていないので、国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、一時差止めに係る保険給付の額から、次のとおり滞納している国民健康保険税を控除しますので、あらかじめ通知いたします。

区 分	金 額
一時差止めをしている保険給付の額（A）	円
控除する滞納している国民健康保険税額（B）	円
滞納額控除後の一時差止めしている保険給付の額（A－B）	円

<注意事項等>

- (1) 一時差止めしている保険給付の内容及び控除する滞納している国民健康保険税額の内訳は、裏面のとおりです
- (2) 納付されたにもかかわらず本状が届いた場合は、郵送による行き違いですので御了承ください。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この審査請求に対する裁決があり、なお、不服がある場合は、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

